



一般社団法人
品川法人会
広報誌



Kids Work Tax贈呈式の様子

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp>

No.
597

2025年
2月10日発行

法人しながわ

確定申告はスマホから (詳細は6ページ、7ページをご覧ください)

Contents

法人会ニュース	「品川税務署納税表彰式開催される」	2
	「青年部会年末研修会開催される」	2
	「大井東支部懇親会開催される」	3
	「女性部会税務研修会開催される」	3
	「上大崎支部懇親会開催される」	3
税務コーナー 事務局から	「簡単に自宅からe-Taxによる申告ができます！」	6
	「会員優待制度加盟店紹介」	8
	「突撃訪問 ～この店、どんなお店～」	9
話題の広場 都税だより ナンバープレース	「いよっ！」…棟梁?大統領?	10
	「都税がスマホ決済アプリで納付できます」	11
	「第26回クロスマッス正解発表、第74回ナンバープレース問題」	12



品川法人会HPは
左QRコードより
閲覧できます

法人会

消費税期限内納付

推進運動

令和6年度 品川税務署納税表彰

11月14日(木)、きゅりあんに於いて「令和6年度納税表彰式」が開催されました。

坂本品川税務署長より、適正な申告納税制度の確立と納税道義の高揚に尽力された方に表彰状ならびに感謝状が贈呈されました。

当会からの受賞者は次の方々です。おめでとうございます。

品川税務署長表彰受彰者



中田 英明

五反田ブロック長

カチシステムプロダクツ株式会社



唐澤 雅樹

青年部会長

富士工業株式会社



彦山 進

監事

株式会社アドヴァンス



寺崎 進

研修委員長

日本事務ソフト株式会社

品川税務署長感謝状受彰者

『最新テクノロジーのアートに癒されました』 ～青年部会年末研修会～

12月4日(水)、青年部会年末研修会が開催されました。

今年の研修先は、オープンしたばかりの麻布台ヒルズにある「チームラボ ボーダレス麻布台」。このミュージアムは、最新のテクノロジーを活用したアートを体験でき、150種類のアートを見学しました。

日常生活では見たことがない新進気鋭の作品ばかりで、部会員一同が癒しの空間を堪能することができました。



チームラボの幻想的なアート



幻想的な催眠術にかかる樋口部会員

続いてはお待ちかねの忘年会！ 大森にある「だら毛」にて、総勢45名で美味しい料理・お酒で今年を振り返りました。

余興の催眠術マジックでは数名が完全に術にかかり、大いに盛り上がりました。

そして今年で現在の役員が2期満了となるため、唐澤部会長から柳川新部会長の紹介がありました。

今後も、新旧役員で力を合わせて品川を盛り上げます。



唐澤部会長と柳川新部会長（右）



最後に出席者全員で記念撮影

『あっという間の4時間でした』 ～大井東支部懇親会～

大井東支部は、12月9日(月)に懇親会を開催しました。
今年はバスツアーとして豊洲市場の千客万来を見学し、潮見のアパホテル&リゾートで食事を楽しむ懇親会を実施し、計17名のご参加をいただき大盛況でした。

千客万来では、日本酒の飲み比べや鮮魚のお土産コーナーを堪能。その後、アパホテルで名物のアパカレーなど美味しいお料理とお酒をいただきました。

会話ははずみ、あっという間の4時間でしたが楽しい時間を過ごしました。

これからも支部を盛り上げていくため、若い世代の参加者に来年度のツアーを企画いただくなど会の発展・進化に向けて取り組んで参ります。

記 支部長 吉村義之



記念の集合写真を撮りました

『本年最後の講演を柳野副署長にお願いしました』 ～女性部会税務研修会～



講演された柳野副署長



昼食会はmultipleの演奏を聴きながら



12月10日(火)、品川法人会館に於いて女性部会の税務研修会が開催されました。

品川税務署の柳野副署長に講師をお願いし、金融庁に出向されていた柳野副署長は「金融犯罪（マネーロンダリング）について」をテーマに講演されました。

税務研修会終了後は昼食会を開催し、品川税務署からお越しいただいた皆さまとともに、バイオリンデュオ・multipleの演奏を聴きながらの楽しい昼食会となりました。

『アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)について学ぶ』 ～上大崎支部懇親会～



参加者全員で記念撮影

上大崎支部では年末の12月20日(金)に、品川法人会会員がオーナーのビルにて営業している欧風料理店「テオドーラ」にて、ビジネススキル研修と懇親会を開催しました。

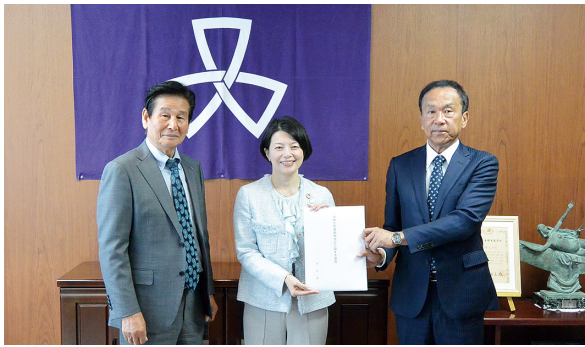
ビジネススキル研修は「アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)」をテーマに、講師として番井潤一郎氏をお願いいたしました。番井氏によると、人が無意識(unconscious・アンコンシャス)のうちに作り出してしまう先入観や偏見(bias・バイアス)の解消に向けた取り組みを実践することで、「多様性(diversity)」「公正性(equity)」「受容、包含(inclusion)」を進めていく「DEI」の動きが世界的に広がっていくそうです。

日常的に「人種」や「性別」など、思い込みによる偏見的な発言を無意識にしていないか、自分自身の考えを振り返る良い機会となりました。

ビジネススキル研修後の懇親会では、参加された13名が美味しい料理を肴に、各々懇親を深めていました。

記 支部長 石井里美

『品川・荏原両法人会が税制改正要望活動を実施』



森澤区長へ要望書を提出する
神野税制委員長（右）と伊東副会長（左）

税制委員会では、全法連理事会で「令和7年度税制改正に関する提言」が決議されたことを受け、荏原法人会とともに国と地方自治体に対し、税制改正要望活動を12月2日（月）に実施しました。

当日は森澤区長、渡辺区議会議長、石原衆議院議員の3名をお伺いし、提言をお渡しするとともに、基礎控除や人材不足解消、外国人労働者の労働条件緩和等についての意見交換も行いました。

（要望内容〈要約〉は下記の通り）

※提言事項の全文は全法連ホームページ

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>をご覧ください。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要になります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。（適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。）
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出物品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…
TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



パソコンで申告書を作成されている方！！

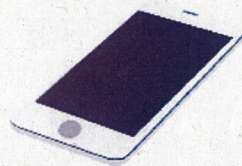
簡単に自宅からe-Taxによる申告ができます！

ステップ1：準備するもの！

これがあればICカードリーダーがなくてもe-Taxによる申告ができます！！



マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



スマホで**マイナ
ポータルアプリ**を
インストールする
だけ！



【Androidの方はこちら】



【iPhoneの方はこちら】

- ・ Androidの名称はGoogle LLCの商標です。
- ・ iPhoneの名称は米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標はアイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

ステップ2：作成開始！



作成コーナー



スマートフォンを使用する >

※ スマートフォンでパソコンに表示されるQRコードを読み取る方法です。

[各提出方法を動画で確認する方はこちら](#)

確定申告書等作成コーナーに
アクセス！！

提出方法は、
「スマートフォンを使用する」
を選択し作成開始！！

e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)

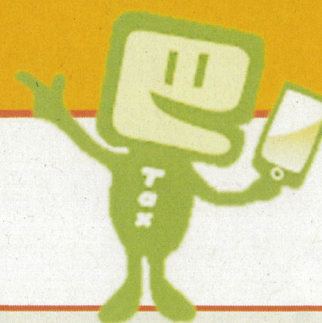


申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

令和7年1月から、申告書等への控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

e-Taxで申告した場合は、メッセージボックスに格納される「受信通知」により、申告等データが税務署に到達したこと等を確認することができますので、その点でもe-Taxがおすすです。

令和6年分からは、書面による申告ではなく、
自宅から簡単・便利な **e-Tax** をご活用くだ
さい！！



『森澤区長へ収益を寄付しました』 ～青年部会 Kids Work Tax 贈呈式～



挨拶をする
唐澤部会長



報告をする
久保税制部長



森澤区長と参加した小学生



たくさんの小学生が参加！

1月8日(水)、品川法人会青年部会は2024年の租税教育活動「Kids Work Tax」で得た収益の寄付を品川区に行うため、品川区役所に於いて贈呈式を行いました。

今回のKids Work Taxのテーマは「品川から未来の経営者を」です。昨年9月にしながわ宿場まつりで「キッズ屋台村」として模擬経営を体験するイベントを開催し、総勢100名の子供たちが参加し、過去最大の盛り上がりとなりました(キッズ屋台村は595号に掲載)。

参加した子供たちと話し合った結果、しながわ宿場まつりで得た収益は、品川区の保育施設での備品の購入な

どの事業に活用していただくこととして、贈呈式に臨みました。

贈呈式当日も、キッズ屋台村に参加してくれた小学生が、例年の倍集まってくれました。

唐澤青年部会長、久保青年部会税制部長による挨拶・各種報告ののち、森澤区長へ小学生たちが嘆願書の読み上げおよび目録贈呈を行いました。

当日はケーブルテレビ品川の取材があったほか、品川区ホームページの「しながわ写真ニュース」にも取り上げていただいております。

★★★ 会員優待制度 加盟店紹介 vol.65 ★★★

会員優待カードを提示すると大変お得なサービスを提供していただけるお店・企業を当誌にて順次紹介しております。今回は南品川にございます「JIN-golf」さんを紹介させていただきます。

[JIN-golf]



迷いのないスイングを
手に入れる

会員優待特典

青物横町駅徒歩1分
JIN-golf 品川

全プラン 10%割引
※クレジット可

10周年記念体験無料!



法人プラン
スタート!

社員1人でも
10人でも同料金

突撃訪問 ～このお店、どんなお店～

このコーナーでは品川法人会に入会されている企業・店舗をアトラダムに訪問し、お仕事の内容やサービスをご紹介します。

今回は1月22日(水)に、大井町駅そばの老舗バー「KIYOMI」を訪問しました。

Cocktail&Wine KIYOMI

<創業のキッカケ>

KIYOMIはオーナーの長谷川馨さん(以下、馨さん)が創業者で、東京五輪イヤーの1964年、24歳で大井町にて開店しました。馨さんは開店に向けて銀座で6年間の修行後、一念発起し知人の紹介で大井町の居抜きバーを改装してオープン。当時資金は一銭もなく、ご両親から借り入れましたが、馨さんの頑張りで1年で返済でき、お店は順調にスタートしました。

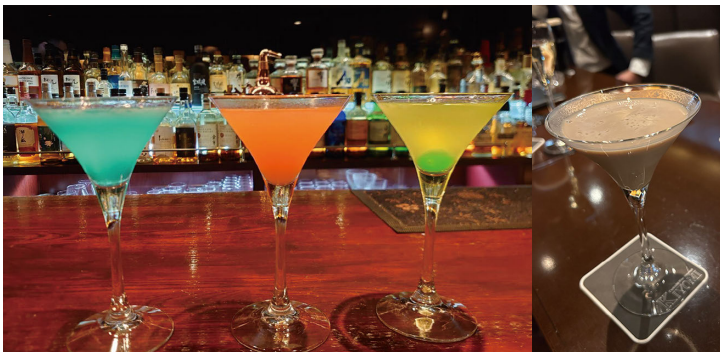


開店60周年記念パーティーにて。
左・チーフ 長谷川信介様、
右・オーナー 長谷川馨様(85歳)



<苦難を乗り越えて>

当時、バーは女性の名前を店名にすることが多く、馨さんは最愛の奥様の名前を店名にしました。奥様の清美さんとは中学から幼なじみで常に馨さんと仲良くされていましたが、悲しい出来事が起こります。清美さんがガンを患い、47歳という若さで人生に幕を下ろすことになりました。悲しみにくれる馨さんでしたが、お客様の喜ぶ姿を励みに邁進された結果、沢山の雑誌に掲載されるなど評価され繁盛店となりました。



受賞したカクテル。左からセイリング、アイリー、ビジョン、マイハート



掲載された書籍の一例

<世界レベルのパフォーマンスを伝承>

馨さんは長年、日本バーテンダー協会の理事および審査員長をされていて、チーフで長男の信介さんも銀座とオーストラリアで修行後、日本バーテンダー協会関東本部副本部長を務め、カクテルのコンクールにも多数入賞されました。

また、昨年開店60周年記念パーティーが上野精養軒で盛大に行われました。

ぜひKIYOMIで美味しいお酒を堪能なさってください!

記・写真 広報委員 伊藤 由美子



オーナーの長谷川馨さんに優しくお迎えいただきました

Cocktail&Wine - Since 1964
KIYOMI

【お店情報】 品川区大井 1-10-1 梅原ビル2階 Tel: 03-3772-9531
営業時間: 18時～翌日2時(日祝は18時～24時)



話題の広場

いよっ!

棟梁?大統領?

棟梁と大統領。似ているようで、全然似ていないようで、でも実は関係がありました。

大統領といえば

先日、ドナルド・トランプ氏がアメリカ合衆国大統領に返り咲き、たいへんな話題になった。

多くの日本人にとって、「大統領」という言葉を聞いて思い浮かべるのはアメリカ合衆国の大統領だろう。それもそのはず、もともと最初にこの言葉ができたのは、そのアメリカ合衆国大統領を示す「President」の訳語としてだった。



大統領のお住まい

こちらもプレジデント

では、「棟梁」と聞いて思い浮かべるのは?と聞くと、多くの方が「大工さん」と答えるだろう。こちらでもそのはずで、「棟梁」の「棟」(むね)は屋根の面と面が交わる一番高い稜(りょう)の部分、またはそこに横たえる木材のことである。「棟梁」の「梁」(はり)は床や屋根などの荷重を柱に伝える、水平方向に架けられる木材のことだ。つまり、どちらも建築用語だ。

設計と施工の分離は現在一般的になったが、かつて棟梁と呼ばれる大工は、企画、設計、施工、納品などすべてに関わる総合プロデューサーの役割を担っていた。

家を建てるにはまず図面を引く設計が必要で、これに基づいて土木工事、基礎工事を行い、大工の職人仕事が入るが、それだけでは家は建たない。壁も必要、電気も、水道も通さないといけない。建具はどうするか、屋根材はどうするか、と、非常に多くの選択肢があり、多くの人に関わる。この多くの人々を束ね、率いて事を成すのが棟梁だ。

「棟梁」という言葉が敬意をもって用いられた呼び名、尊称であることが、源頼朝など武門のトップに立った者を「武家の棟梁」と呼んだことからもうかがえる。

その昔、上棟式の後に建築現場から棟梁の自宅などまで町を練り歩く「棟梁送り」と呼ばれる風習があったという。やり方はさまざまだったが、



棟梁送りの様子

いずれにしても家を建てるというイベントの重要度と、棟梁への敬意がよく表れている。

大統領の語源

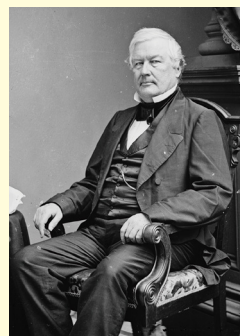
嘉永6年(1853年)、アメリカ合衆国の東インド艦隊司令長官であるマシュー・カルブレイス・ペリーが、フィルモア大統領の親書を携えて浦賀に来航した。

この親書を日本語に訳す際、幕府の役人が困ったのは「President」の訳にどの言葉を当てるかであった。アメリカの最高決定権者とみなされた「President」を当初「国王」と訳そうという案も出たが、平民の出であるフィルモアに「国王」という言葉はふさわしくない、という意見が出た。しかし、日本はまだ選挙により施政者を選んだことがなかったので、該当する言葉もなかった。

そこで、平民、つまり町人の中で偉いのは誰か、という議論になった。頭、旦那、親方、などの候補が出た中で、人生に重要な家を作る総合プロデューサーである棟梁が一番ふさわしい、ということになった。

しかしさすがに職人のカシラと同じ字はどうか、ということになり「統領」という字に置き換えられた。そこに、国を代表する偉い人なので、將軍様の「征夷大將軍」と同様に「大」を付けましょう、ということで、「大統領」となったらしい。

諸説ある中のひとつである。また、最初からこの「大統領」という訳語が定着したというわけでもなかったらしい。



フィルモア大統領

あの掛け声

演説や芝居などの聴衆が「いよっ!大統領!」と声をかける様子を、実際に、あるいはテレビなどで見ることがある。

歌舞伎役者の二代目市川左団次は、米国への留学や、ソ連(当時)で歌舞伎の公演を行うなど、海外との文化交流に努めた。そんな彼の舞台を観劇して、ファンは「大統領!」と声をかけるようになった。これが広く一般に広がったことが「大統領」という言葉が浸透したきっかけのひとつだという。言葉が広がるきっかけもさまざまだ。

現在は、国家元首としての「President」の訳語として「大統領」が定着している。

家を作るように

家は、人を雨風や暑さ、寒さから守る。この家を作る責任者が棟梁である。では大統領はどうか。人民を守る家としての国を作る責任者、ということになるだろう。

家の中が快適であるばかりでなく、周辺住民にも優しい、そんな家(国)づくりをめざしてほしい。

記 鈴木 克博

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



利用できるアプリ



注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
 - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一QRコード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることも納付できます。
利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。
(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)

2～3月の主な行事

日程	時間	行事	場所	日程	時間	行事	場所
2/14 (金)	13:30	税制講習会	品川法人会館	2/27 (木)	14:00	東五反田支部税務研修会	電波ビル
2/17 (月)	14:00	大井西支部税務研修会	きゅりあん	3/4 (火)	14:00	大井東支部税務研修会	大井一丁目会館
2/20 (木)	14:00	南大井南・南大井北 合同支部税務研修会	南大井文化センター	3/11 (火)	14:00	西五反田・西五反田東 合同支部税務研修会	五反田文化センター
2/25 (火)	14:00	上大崎支部税務研修会	第一勧業信用組合 目黒支店	3/18 (火)	13:30	決算法人説明会	きゅりあん
2/26 (水)	14:00	東大井支部税務研修会	品川法人会館	3/19 (水)	14:00	印紙税研修会	品川法人会館

編集後記



みなさん、こんにちは！
株式会社ナショナルマリンプラスチックの時田と申します。
当社は「切って」「貼って」「包む」モノづくりを基盤に、多岐にわたる産業資材製品を提供しております。
2007年5月に品川法人会に加入し、ここで多くの素晴らしい経営者の仲間と出会うことができました。特に「Kids Work Tax」のイベントを通じて、子供たちと共に税の知識を深める機会を得るとともに、私たち自身も成長する貴重な経験をさせていただきました。
これまでの活動を通じて、苦楽を共にした仲間たちとの絆は一層深まりました。このかけがえのない経験を大切にしながら、次世代の若手経営者へ想いを引き継ぎ、さらなる発展へとつなげていきたいと考えています。
今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

記 広報委員会 副委員長 時田宗弘

◆令和6年12月31日現在 会員数2,154社

お客様応援企業をめざす

城南信用金庫



営業部本店 ☎03-3493-8111 ……〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
品川 ☎03-3471-3171 ……〒140-0004 品川区南品川1-4-25
大井 ☎03-3774-1051 ……〒140-0014 品川区大井1-6-10
荏原 ☎03-3786-1131 ……〒142-0054 品川区西中延1-4-16
大崎 ☎03-3491-8771 ……〒141-0032 品川区大崎2-6-11
西大井 ☎03-3773-8511 ……〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
立会川 ☎03-3298-3341 ……〒140-0013 品川区南大井4-6-1

夢と未来のサポーター

さわやか信用金庫



地域発展のため、みなさまと共に歩んでまいります。
お気軽にご相談ください。



第74回

ナンバープレース



今回の問題は、ナンバープレースです。皆様のご応募お待ちしております！

以下のルールに従ってナンプレを解き、A～Dのマスに入った数字を順に教えてください。

- ルール**
- ❶ タテ9列、ヨコ9列のどの列にも1～9の数字が1つずつ入る。
 - ❷ 太線で囲まれた3×3の9マスのどのブロックにも1～9の数字が1つずつ入る。

正解者の中から抽選で5名の方に
クオカード1000円分をプレゼント！

	8	1	A			6	5	
7	B		2		9			
6			3					
	5	4				8	1	
					7			2
			9		6		C	3
	1	2		D		5	4	



A	B	C	D

出題 西尾 徹也

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③自宅住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号⑦当誌に対するご感想を明記の上、〒140-0004 東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法学会事務局までお送り下さい。なお、締め切りは2025年2月28日(金) <消印有効>とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。

596号 第26回 クロスマツス 正解発表

5	+	9	÷	2 _A	=	7
×		+		-		
3	+	4 _B	÷	1	=	7
-		-		×		
8 _C	+	6	-	7	=	7
=		=		=		
7		7		7		

こたえ

A	B	C
2	4	8

応募総数 11 通

正解者数 11 通

■厳正な抽選の結果、下記の方々にクオカードをお送り致します。おめでとうございます。

- | | | | |
|-------|----------------|-------|--------------|
| 長山 明博 | みなみ商事(株) | 吉原加奈恵 | 興和電機(有) |
| 石井久美子 | (株)テクニカルエイト | 横溝 和雄 | (株)城南不動産サービス |
| 鈴木 健 | (株)学研メディカルサポート | | 【順不同、敬称略】 |

次回の第598号は、2025年4月に発行となります。